

令和5年度第2回中央区在宅療養支援協議会 議事要旨

- 日 時 令和6年2月22日（木） 午後6時30分～
- 場 所 中央区役所8階 大会議室
- 出席者 【委員】15名
山田 雅子（聖路加国際大学教授）
井関 栄三（日本橋医師会）
文野 弘信（京橋歯科医師会副会長）
関谷 治久（お江戸日本橋歯科医師会地域医療担当理事）
本橋 隆弘（京橋薬剤師会理事）
餅田 貴行（日本橋薬剤師会理事）
宮崎 賢澄（中央区医師会）
小野 絵理子（中央区医師会訪問看護ステーションあかし管理者・所長）
寒河江 千智（医師会立中央区訪問看護ステーション所長）
春日井 祥子（ケアプランエンゼル）
田中 芳子（プレアライズ居宅介護支援事業所 管理者）
牧野 和子（京橋おとしより相談センター）
大久保 稔（福祉保健部長）
北澤 千恵子（高齢者施策推進室長）
渡瀬 博俊（保健所長）

《欠席者》 竹見 敏彦（中央区医師会理事）
佐々木 佳子（聖路加国際病院訪問看護ステーション所長）

【事務局】 福祉保健部管理課長、介護保険課長、健康推進課長

●議事次第

- 1 開会
- 2 中央区在宅療養支援協議会委員の委嘱
- 3 高齢者施策推進室長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長選出
- 6 会長あいさつ
- 7 会長職務代理（副会長）の指名
- 8 議題
 - (1) 令和5年度事業実績報告
 - (2) 令和6年度在宅医療・介護連携推進事業について
 - (2) 晴海おとしより相談センターの開設について
 - (4) 多職種連携ICTシステム活用に関するアンケートについて
- 9 閉会

議事の経過

1 中央区在宅療養支援協議会委員の委嘱

第8期中央区在宅療養支援協議会委員（任期：令和5年11月25日～令和7年11月24日）へ委嘱状が伝達された。

2 委員の互選による会長選出

委員から山田氏の推薦意見があり、全会一致で会長に選出された。

3 会長職務代理者（副会長）の指名

山田会長の指名により、竹見氏及び井関氏が会長職務代理者（副会長）に選出された。

4 議題（1）令和5年度事業実績報告および議題（2）令和6年度在宅医療・介護連携推進事業について

- ・資料1－1「令和5年度 緊急一時入院病床利用実績」
- ・資料1－2「令和5年度 在宅療養支援訪問看護の利用実績」
- ・資料1－3「令和5年度 緊急ショートステイの利用実績」
- ・資料1－4「令和5年度 おとしより相談センターの在宅療養相談窓口の実績」
- ・資料1－5「認知症初期集中支援チーム事業実施状況」
- ・資料1－6「認知症サポーター養成講座事業実施状況」
- ・資料1－7「『気軽に相談できる場（認知症カフェ）』の実施状況」
- ・資料2「在宅療養支援研修実績一覧」
- ・資料3－1「令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業」
- ・資料3－2「令和6年度 在宅療養支援研修 実施案」
- ・資料4「晴海おとしより相談センターの開設について」
- ・資料5－1「多職種連携ICTシステムの活用に向けて」
- ・資料5－2「多職種連携ICTシステムに関するアンケート」

事務局から令和5年度事業実績の報告および令和6年度の事業概要の説明を行った。

（緊急ショートステイについて「資料1－3 令和5年度 緊急ショートステイの利用実績」）

- ・輸血の必要な方はどのようなのか教えてほしい。

➡ご本人の状態によってケース・バイ・ケースで対応していくことになるが、現状受入れは難しい状況と考える。

- ・令和6年度よりONODERAナースングヴィラ京橋からマイホームはるみとマイホーム新川への受入れに変更する検討をしていることを併せて報告させていただく。

（認知症サポーター養成講座について「資料1－6 認知症サポーター養成講座事業実施状況」）

- ・京橋おとしより相談センターについてだが、開催回数や参加人数が減っているように見えるが、この中には多くの企業が含まれている。この企業の中にリーダーができていて、そのリーダーが育って、各企業で独自に開催して下さるといふ、良い循環が生まれているという実態をお伝えしたい。

5 議題（3）晴海おとしより相談センターの開設について

事務局から晴海おとしより相談センターの開設、一般公開の案内について説明を行った。

6 議題（4）多職種連携ICTシステム活用に関するアンケートについて

事務局から多職種連携ICTシステム活用に関するアンケートについて説明を行った。

- ・アンケートの結果を報告して欲しい。
- ➡次回の在宅療養支援協議会で報告する。
- ・世田谷区や足立区の問題点について教えて欲しい。
- ➡参加機関の拡充や活用がなかなかすすまないこと。地域包括支援センターや区の職員がMC Sを利用する際に、セキュリティの課題があること。
- ・MC Sの登録を途中で抜けたり、入ったりできるのか。
- ➡できる。途中から入っても今までの経緯を見ることができる。
- ・多職種から連絡が集中的に自分のところに連絡が来ても即時的に応じることができない。
- ➡利用を強制することはできない。まず利用したい人が使えるように援助して、裾野が広がるようにしていきたい。
- ・MC Sを使っているが、利用する方が固定してしまっていて、広がらない。
- ・MC Sの管理者は医師である必要はない。問題点は退職者の取扱い。
- ➡グループの中で退職した人の取扱いや自己所有の端末を使用するのか貸与してもらったものを使用するのかなど、ルールを考えて紹介していけるようにしたい。

7 閉会

次回、令和6年度第1回の協議会は令和6年5月頃を予定。